

「やまがた長寿安心プラン（第10次山形県老人保健福祉計画・第9次介護保険事業支援計画）（案）」に
寄せられた意見の概要及び意見に対する県の考え方

- 1 意見の募集期間 令和6年1月31日（水）～令和6年2月29日（木）
- 2 提出された意見の件数 16件（意見者数 2人）
- 3 提出された意見の概要及び意見に対する県の考え方

番号	御意見の概要	県の考え方
1	<p>今後予測される人口減少社会において、高齢者を支えるマンパワー不足は明らかである。県内どこの地域で暮らしていても高齢者が安心して暮らすことができる環境の整備をお願いしたい。</p>	<p>今後の人口減少社会において、介護分野においても他分野と同様に人材不足が見込まれます。</p> <p>介護分野においては、デジタル化の推進等、介護現場の生産性向上を行いながら、県内どこの地域においても、高齢者が安心して暮らせる山形県の実現を目指してまいります。</p>
2	<p>用語の解説をお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①介護予防プログラム ②ICT機器を活用した通いの場モデル事業 ③デジタル通いの場モデル事業の手引き書の名称 ④自立支援型地域ケア会議 ⑤山形県地域包括ケア総合推進センター ⑥認知症サポーター ⑦地域リハビリテーション活動支援事業 ⑧やまがた介護事業者認証評価制度 	<p>本文中に注釈を追加します。</p> <p>なお、③については、現在策定中であることから、策定後に県ホームページに掲載します。</p>
3	<p>各種項目について、KPIを設定しないのか。 （社会活動への参加促進、学習機会の確保、多様な就業機会の確保、在宅医療と介護の連携支援、訪問看護サービス提供体制の充実、在宅療養生活を支える介護サービスの普及、介護支援専門員、看護師・訪問看護師、リハビリテーション専門職等）</p>	<p>計画の中には、KPIを設定することが困難である項目や進捗管理が出来ない項目もあることから、全ての項目にKPIは設定しておりません。</p> <p>KPIの設定の有無に関わらず、必要な取組みを進めてまいります。</p>

番号	御意見の概要	県の考え方
4	高齢者の健康づくりは、健康寿命の維持・延長に重要な施策であることから、高齢者に周知してほしい。	市町村や地域包括支援センター等と協力しながら、機会を捉えて周知してまいります。
5	生活支援・介護予防の推進の施策の推進方向にある介護・フレイル予防プログラムは、介護予防の推進に重要なものと想定されます。また、高齢者が ICT 機器を抵抗感なく利用できる意識の醸成と活用能力の向上を図るため、手引書についても高齢者に周知されるように様々な手段で取り組んでいただきたい。	市町村や地域包括支援センター等の関係機関と協力しながら、高齢者に対して、機会を捉えて周知してまいります。 なお、手引書については、策定後、県ホームページに掲載し、市町村等を通して周知してまいります。
6	「在宅医療の提供体制の推進(50 頁)」、「在宅医療を提供する医師 (107 頁)」について、K P I は施設数ではないか。	在宅医療提供体制について、在宅医療を行う施設数を K P I とする考え方もありますが、訪問診療の実績が把握できることから、施設数よりもより実態を反映している「実施件数」を K P I として設定しております。
7	自立支援・重度化防止の現状に高齢による衰弱、転倒・骨折の記載があり、要支援者や軽度の要介護者が介護予防プログラムに取り組むことで予防が図ることができると思われまので、周知していただきたい。	市町村や地域包括支援センター等の関係機関と協力しながら、高齢者に対して、機会を捉えて周知してまいります。
8	住民主体の通いの場合は、認知症予防や社会参加による社会的孤立の解消に重要な役割があることから、周知していただきたい。	
9	訪問看護サービスについて、利用者が事業者のサービスの評価を知るツールはありますか。	厚生労働省で運営している「介護サービス情報公表システム」があり、介護サービス事業の運営状況、各種加算の状況等サービスを選ぶために必要な情報の取得が可能となっております。 (参考) 厚生労働省ホームページ https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/

番号	御意見の概要	県の考え方
10	<p>障がい者が65歳以上になって介護保険の被保険者となった際、これまで使い慣れていた障害福祉サービス事業所を利用できなくなる事例について、共生型サービスの創設により、この問題が解消するとの理解でよいか。</p>	<p>共生型サービス事業所が普及することにより、障がい者が65歳以上になっても従来から障がい福祉で利用してきたサービスの継続利用が可能となるなど、課題の解決へつながることとなります。</p>
11	<p>本県の介護・保健・医療サービス職業従事者を含む「サービス職業従事者」の月間有効求人倍率は、2.67倍（R5.12現在）となっている。人材確保については、賃金アップ等を含む働く環境の充実が必要であり、介護福祉分野で働く方々の処遇改善に向け、取組みを明確に示す必要がある。</p> <p>次の介護報酬改定において、訪問介護の基本報酬が減額されることとなり、人材確保はさらに困難になると考える。</p> <p>国に対して改善を求めていく必要があると考える。</p>	<p>県では、平成26年度に「山形県介護職員サポートプログラム」を策定し、関係機関や関係団体と連携して、人材確保の取組みを進めております。また、令和6年度から介護事業所の生産性向上を支援するため、「介護生産性向上総合支援センター」を設置し、ワンストップ型の相談窓口や専門家による伴走支援等による支援を行うこととしております。</p> <p>介護職員の賃金については、月額6,000円相当を引き上げるため、令和6年2月から5月までの期間に賃金改善を行う介護事業所に対し、当該賃金改善を行うために必要な費用の補助を行う予定としており、また、6月以降は、処遇改善加算の取得により、介護職員等の賃金改善のための措置が継続される見込みです。</p> <p>今般の介護報酬改定では、訪問介護の基本報酬が減額されますが、処遇改善加算は、高い加算率となっているため、介護事業所に対して、加算取得に向けた働きかけを行ってまいります。</p> <p>なお、国への要望等については、介護サービス全体の改定率が1.59%のプラス改定であること等から、今般の報酬改定の影響や介護職員の賃金等の状況を把握しながら、今後検討してまいります。</p>
12	<p>介護支援専門員の現状で、有効期限が切れている介護支援専門員が3,550人（47.6%）とありますが、要因はどのように分析しているか。</p>	<p>有効期限が切れている介護支援専門員の約半数が65歳以上の方であり、退職したものと分析しております。また、現役世代については、法人や職場の人事異動により介護支援専門員以外の業務についている方が含まれると考えています。</p>

番号	御意見の概要	県の考え方
13	<p>利用者が介護サービスを受ける際、事業者が利用者に対して介護サービスの苦情窓口を周知させる義務はあるか。</p>	<p>介護サービスの種別により、根拠法令等は異なるところですが、指定居宅サービスの場合、厚生労働省で定めている「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」や「山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例・条例施行規則」により、苦情相談窓口を設置することや窓口の周知について、定められております。</p>
14	<p>障がい者に対して合理的配慮の提供について、県民に理解を得るような施策を取り組んでいただきたい。</p>	<p>県関係課、市町村等と協力しながら、機会を捉えて周知してまいります。</p>
15	<p>成年後見制度について、利用の際に様々な問題が発生している事例もあることから、これらの問題も周知する必要があるか。</p>	<p>成年後見制度について、法定後見制度における終期が無いなど、様々な課題があることは認識しております。</p> <p>現在、政府において、制度の見直しが検討されていることから、政府の動きを注視するとともに、情報の収集に努めてまいります。</p>
16	<p>この度の能登半島地震では、道路や上下水道、電力等の社会インフラが寸断され、沿岸部や中山間地域の集落が孤立し、被害状況の把握や被害者救援の妨げとなっている。また、亡くなられた方の7割が高齢者で、ほとんどが家屋倒壊によるものとの報道もある。</p> <p>山形県も沿岸部や中山間地域に集落が存在しており、社会インフラのリダンダンシー確保はもちろん、住宅の耐震化、備蓄品の確保、避難場所の確保等、大規模災害への備えが必要と考える。</p> <p>本計画は、計画の最後に防災対策と消費者被害対策がまとめて記載されており、付け足しのような印象があるため、それぞれ分けて、明確に位置付けるべきと考えます。</p>	<p>本計画は、国の基本指針（計画を策定するにあたり指針となるもの）や山形県高齢者保健福祉推進委員会等の御意見を伺いながら、策定したところです。</p> <p>防災対策と消費者被害対策について、国の基本指針においては、必ずしも本計画に記載を要するものではないものの、高齢者の生活を支える社会の実現に向けて、重要な項目であることから、本計画においては、2つの項目を合わせて記載したところです。</p> <p>それぞれの詳細な取組みについては、「山形県地域防災計画」や「山形県消費者基本計画」に記載しているところであり、関係課や関係機関等と連携を図りながら、防災対策や消費者被害対策についても取り組んでまいります。</p>